

吉備中央町立津賀小学校 いじめ防止基本方針

令和6年3月策定

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの認知件数は年間1件程度である。遊びや悪ふざけの延長だったり、表現方法が適切でなかったりして相手を傷付けるケースは日常的に見られる。インターネット等の問題も含め、児童の実態や課題をとらえることが重要である。また、児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高めることや、教職員研修により、いじめの未然防止に努める必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

(1)いじめを許さない、見過ごさない心情と態度を育てる。

★重点項目

★(2)児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

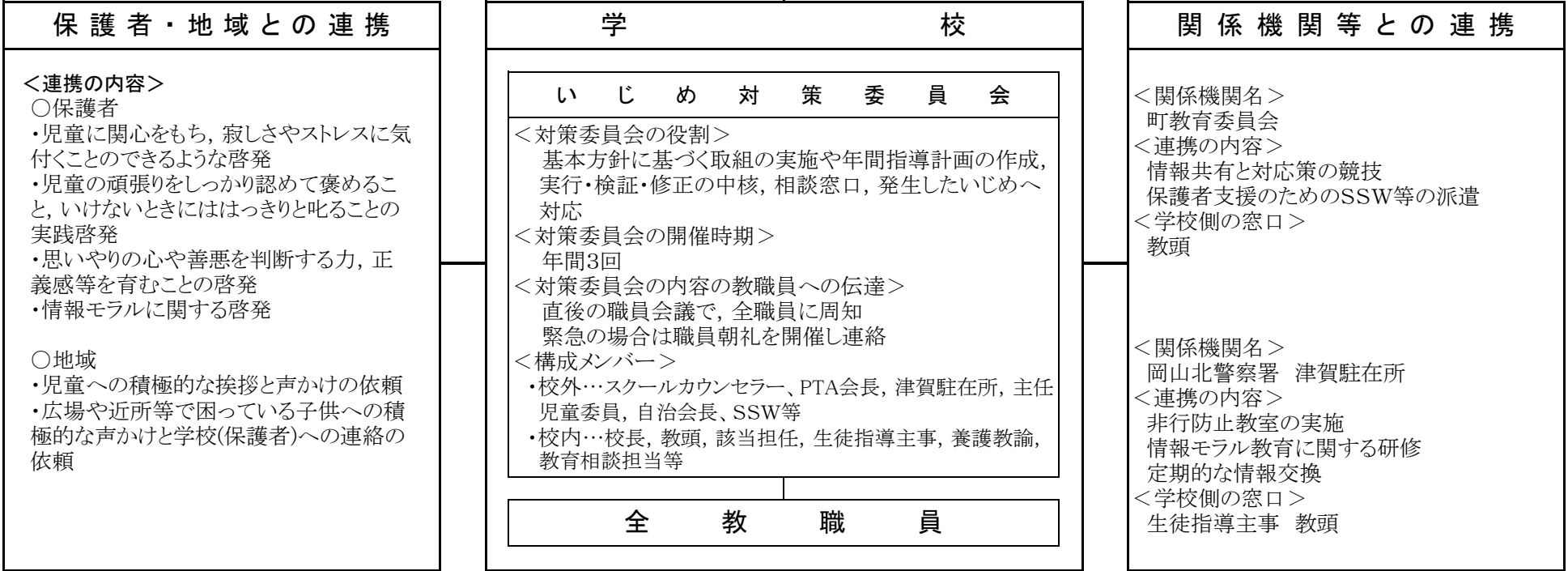
★(3)教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ、基礎的基本的な学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。

★(4)いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(5)いじめの早期発見のために、積極的にいじめを認知する手立てを講じる。

(6)いじめの早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。

(7)学校が中心となって、家庭や地域と連携した取組を推進するための普及啓発活動を行う。



学 校 が 実 施 す る 取 組		
① いじめの防止	○児童へ直接かかわる取組 ・規律正しい生活や学習態度の育成 ・全ての児童が参加し活躍できる分かる授業や行事づくり ・情報モラル教育の推進 ・自己指導能力の育成 ・異学年集団活動の充実 ○保護者との連携や依頼内容 ・自他のものを区別し、大事に扱う心の育成 ・生活の様々な機会を通して善悪を判断する力の育成 ○職員研修 ・情報モラル研修 ・生徒指導研修	・いじめに関する学習 ・自己有用感の育成 ・道徳教育、人権教育の充実 ・奉仕的体験や交流体験活動 ・携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり ・地域での様々な体験への参加
② 早期発見	○児童へ直接かかわる取組 ・集団から離れて一人でいる児童等への声かけ、情報共有 ・定期的な教育相談やアンケートにおける情報収集 ・持ち物にいたずらや紛失があるなど、問題行動が起きた際の即時対応と原因把握、組織的対応 ○保護者との連携や依頼内容 ・日常的・積極的な児童との会話 ・気になる様子の共有 ・服装の汚れや乱れ、けがのチェック ・児童の持ち物の紛失や増加に注意	
③ いじめへの対処	○いじめの有無の確認 いじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした時は、速やかにいじめの事実の有無の確認。 ○いじめへの組織的な対応の検討 いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催。 ○いじめられた児童への支援 ・苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ・本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応、安全の確保 ・休憩時間や登下校にも職員による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ・いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○いじめた児童への指導 ・事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ・いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ・自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるようにする ・関係機関(教育相談・カウンセラー等))との連携 ○周囲の児童への指導 ・傍観することがいじめに加担することと同じであることや、いじめられた児童の苦しみの理解 ・言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 ○いじめられた児童の保護者といじめた児童の保護者との連携及び支援	